

工商総局による改正実施後の 「中華人民共和国商標法」に関する問題の通知

2014年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

工商総局による改正法施行後の「中華人民共和国商標法」に関する問題の通知

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省級市工商行政管理局、市場監督管理局

第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議を通過した「『中華人民共和国商標法』の改正に関する決定」を2014年5月1日より施行する。改正後の『中華人民共和国商標法』（以下「商標法」という。）を徹底して実施するため、新旧商標法にまたがって関係する問題を以下に通知する。

一. 商標登録事項について

(一) 2014年5月1日以前に商標局に提出した商標登録、異議申立、変更、譲渡、更新、取消、抹消、許可の届出等の申請に関して、商標局は、2014年5月1日以降（5月1日を含む。以下同じ。）に下す行政決定において、改正後の商標法を適用する。ただし、異議申立において、異議申立人の主体資格と異議申立理由の審査には、改正前の商標法を適用する。

(二) 2014年5月1日以前に商標局に提出した商標登録、異議申立、登録の取消には、2014年5月1日より審査期限を起算する。ただし、被異議申立商標の予備審査公告が2014年5月1日までに3ヶ月に満たない場合には、公告期間満了日より審査期限を起算する。

二. 商標審判について

(一) 当事者が、商標局の下した商標登録出願拒絶の決定を不服として2014年5月1日以前に商標評審委員会に審判請求し、その案件が2014年5月1日以降に審理される場合には、改正後の商標法を適用する。

(二) 当事者が、商標局の下した異議裁定を不服として2014年5月1日以前に商標評審委員会に審判請求し、その案件が2014年5月1日以降に審理される場合、当事者が異議申立と審判請求をした主体資格については改正前の商標法を適用し、その他の規定に関する問題と実体に関する問題については改正後の商標法を適用する。

(三) 既に登録された商標で、当事者が2014年5月1日以前に商標評審委員会に争議・取消審判を請求し、その案件が商標評審委員会により2014年5月1日以降に審理される場合、方式問題については改正後の商標法を適用し、実体問題については改正前の商標法を適用する。

(四) 当事者が、2014年5月1日以前に商標評審委員会に提出した商標審判案件の請求については、2014年5月1日から審査期限を起算する。

三. 商標監督管理について

(一) 2014年5月1日以前に発生した商標違法行為には改正前の商標法を適用して処理する。2014年5月1日以前から2014年5月1日をまたがって発生した商標違法行為には、改正後の商標法を適用して処理する。

(二) 「馳名商標」の字句が、商品、商品の包装又は容器、あるいは宣伝広告、展示及びその他の商業活動に用いられる行為については、改正後の商標法を適用して処理する。ただし、「馳名商標」の字句が、商品、商品の包装又は容器に用いられ、かつ2014年5月1日以前に流通している場合を除く。

「馳名商標」の字句が、商品、商品の包装又は容器に用いられることについては、馳名商標保有者が違法責任を負わなければならない、その所在地の工商行政管理部門が取り締まりを行う。所在地以外の工商行政管理部門が上記違法行為を発見した場合、その所在地の工商行政管理部門に移送して取り締まる。所在地が中国国内ではない又は管轄権のために争議が発生した場合には、国家工商行政管理総局により指定された工商行政管理部門が取り締まりを行う。

工商総局

2014年4月15日

出所：国家工商行政管理総局ウェブサイト

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201404/t20140418_144037.html